

東日本大震災に対処するための林業信用保証に関する 独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則 の特例業務細則

平成23年5月2日独信基301平成23年度第1号
改正：平成24年4月5日独信基301平成24年度第1号
改正：平成25年5月16日独信基301平成25年度第3号
改正：平成26年4月1日独信基301平成25年度第52号
改正：平成27年4月1日独信基301平成27年度第34号
改正：平成27年4月9日独信基301平成27年度第3号
改正：平成28年4月1日独信基301平成27年度第37号
改正：平成28年12月5日独信基301平成28年度第21号
改正：平成29年4月1日独信基301平成28年度第34号
改正：平成30年4月1日独信基301平成29年度第34号

(目的)

第1条 東日本大震災に対処するための林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則（以下「特例細則」という。）は、東日本大震災による林業・木材産業の被害が甚大であり、かつ、広範囲に及ぶことから早期の復旧・復興に資するための措置が必要であること、また、国が補正予算措置等により金融支援措置として独立行政法人農林漁業信用基金に出資等を行うことに鑑み、被害を受けた林業者・木材産業者が実施する復旧・復興に必要とする資金に係る債務保証を行うに当たり、独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則（以下「細則」という。）の定めにかかわらず、特例の業務細則を設けるための必要な事項を定めることを目的とする。

(保証の範囲)

第2条 細則第7条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

基金が行う債務保証の被保証者が、東日本大震災で被害を受け、その復旧などのために次の（1）及び（2）に掲げる資金の保証を必要とする場合の保証の範囲は、その保証に係る元利等の残高に100分の100を乗じて得た額とする。

- （1）設備資金 事業の再建などに必要な範囲で、理事長が認めた額
- （2）運転資金 4億円（特に必要と認められる場合は、最高限度額を8億円とすることができる。）
- （3）平成31年3月31日までに保証の申込みを受理したものであること。

(一被保証者についての保証の金額の最高限度)

第3条 細則第6条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

- （1）当該資金の被保証者になろうとする者が出資持分を有している場合
保証残高が一被保証者についての保証の金額の最高限度を超えても、新たな出資の払込を要しないものとする。
- （2）当該資金の被保証者になろうとする者が出資持分を有していない場合
1万円相当の出資持分を取得することにより、一被保証者についての保証の金額

の最高限度を超えた保証を受けることができる。

(保証に係る資金の種類及びその借入期間の最高限度)

第4条 細則第5条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

- (1) 設備の修理及び被災設備の撤去に係る資金は設備資金とみなす。
- (2) 第2条(1)及び(2)に係る資金の借入期間の最高限度 15年

(保証料)

第5条 細則第15条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

- (1) 第2条に係る資金の平成30年度の保証料は、別途、規程で定めるところによる。
- (2) 第2条に係る資金の平成31年度以降の保証料は、原則に従い徴収する。

(連帯保証人等)

第6条 細則第17条(第4項を除く。)の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

第2条に係る資金については、別に定めるところにより、連帯保証人を立てることを免ずることができる。

(細則の準用)

第7条 第1条から第6条に係る規定の他は、細則を準用する。

(その他)

第8条 この特例細則は、特例細則が有効でなくなった時点で廃止する。

附則

- 1 この特例細則は、平成23年5月2日から施行する。

附則

- 1 この特例細則は、平成24年4月5日から施行する。

附則

- 1 この特例細則は、平成25年5月16日から施行する。

附則

- 1 この特例細則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

- 1 この特例細則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

- 1 この特例細則は、平成27年4月9日から施行する。

附則

- 1 この特例細則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

1 この特例細則は、平成28年12月5日から施行する。
附則

1 この特例細則は、平成29年4月1日から施行する。
附則

1 この特例細則は、平成30年4月1日から施行する。